

マイナンバーカード・住民基本台帳カードによる 転出届・転入届（他市町村への異動）及び継続利用のご案内

マイナンバーカードまたは平成24年7月以降に発行された住民基本台帳カード（以下「住基カード」という）をお持ちの方は、新住所地の市区町村でも継続してお使いいただけます。

■ 転入手続きについて

必ずマイナンバーカード・住基カードをご持参ください

マイナンバーカード・住基カードをお持ちの方及びこれらのカードをお持ちの方と同時に転出される同一世帯の方には、原則として転出証明書の交付はございません。

マイナンバーカードや住基カードが転出証明書の代わりとなります。

顔写真の無い住基カードをお持ちの方は、住基カードと併せて運転免許証・旅券などの本人確認書類もご持参ください。

- マイナンバーカード・住基カードをお持ちの方が同一世帯に一人いれば、同時に引越しされる同一世帯の方全員の転入手続きができます。
- 転入先で同一世帯の方であれば、マイナンバーカード・住基カードの名義人以外の方でも代理で転入手続きが行えます。その際は、事前にマイナンバーカード・住基カードの名義人の方に暗証番号をご確認ください。
- 転出予定日の30日以内または転入日から14日以内のうち、どちらか早い日付までにマイナンバーカード・住基カードを持参して、転入届を行ってください。

■ マイナンバーカード・住基カードの他市町村への継続利用手続きについて

- マイナンバーカード・住基カードをお持ちの方が他市町村へ住所異動した場合は、カードの継続利用手続きが必要になります。
- 転入届を行っていない状態で、転出予定日から30日、または転入した日から14日を経過した場合は、マイナンバーカード・住基カードは廃止になります。
- 転入届を行っていても、転入届出日から90日を経過するまでにマイナンバーカード・住基カードの継続利用手続きを行わない場合は、これらのカードは廃止になります。
- 継続利用ができるのは有効期限内のマイナンバーカード・住基カードに限ります。
- 手続きには、暗証番号（4桁数字を使用するもの）が必要です。
- 転入先で同一世帯の方であれば、マイナンバーカード・住基カードの名義人以外の方でも代理で継続利用手続きが行えます。その際は、事前にマイナンバーカード・住基カード名義人の方に暗証番号をご確認ください。

■ 住所異動に伴う署名用電子証明書について

●マイナンバーカード内に搭載されている署名用電子証明書（6桁以上の英数字暗証番号を使用するもの）は、住所・氏名の変更に伴い失効します。

必要な方は、転入手続き後に新住所地の市区町村で発行申請をお願いします。

ご本人以外が電子証明書の発行申請する場合は、委任状等が必要になりますので、事前にお問い合わせください。

なお、住基カードには、電子証明書は搭載されていません。

お問合せ

葵区戸籍住民課	TEL054-221-1061
駿河区戸籍住民課	TEL054-287-8611
清水区戸籍住民課	TEL054-354-2126